依 頼 者 様 各 位

佐藤誠三税理士事務所税理士 佐藤誠三

当事務所が行う資産税の確定申告書作成業務に係る料金について

標記のことについて、令和4年9月6日施行の細則を下記のとおり改定します。

また、この細則は令和5年3月26日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

記

■ 資産税の確定申告書等作成業務について

贈与税、相続税の確定申告書(申告書に添付する書類を含みます。ただし、税理士業務として作成できない書類 (贈与契約書、遺産分割協議書など)は除きます。)を作成します。なお、料金は税込金額ですが、料金に対して 契約維持手数料を別途加算します。

別表 1(1) 贈与税の確定申告書等作成業務について

区分		No.	料金計算		
業務契約に含ま	基本料金	1	国税庁HPを使用する(一部TKCシステムを使用する)場合		
れるもの			6,000円		
			(※ ただし、基本契約B型を締結する関与先様の場合は無料です。)		
			TKCシステムを使用する場合 60,000円		
			(※ システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。)		
	業務遂行料金	2-1	基本細則の定めにより料金を計算します。		
		2-2	特例の適用、財産目録の作成、財産評価などの業務がある場合、基本細則の		
			定めによる料金を別途加算します。		
	契約維持	3	10%に消費税率(標準税率)と同じ率を加算した率を基本料金と業務遂行		
	手数料		料金の合計額に乗じて計算します。		
			なお、100円未満の端数は切捨てとし、最低金額は1千円とします。		
業務契約に含ま	附随業務	3	申告書類を書面により受領する場合など、一定の要件に該当する場合、別途		
れないもの	手数料		請求させていただきます。		

- 注1 業務遂行料金(2-1)について、次の計算式にて計算した金額を目安とすることができるものとします。 業務遂行料金 = 贈与財産の価額 \times 0.3%
- 注2 贈与財産の価額 端数調整について、次のいずれかによるものとします。
 - ① 1千万円未満の端数がある場合、端数が500万円以上のときは1千万円単位に切上げ、500万円未満のときは500万円とします。
 - ② 100万円未満の端数があるときは、100万円単位に切上げます。

注3 当事務所にて税務申告書等を作成した場合、税務代理権限証書も作成します。B型の基本契約を締結されていない依頼者様につきましては別途料金にて対応します。なお、税務申告書等の提出日の翌日から90日以内に税務当局から連絡があった際には当事務所にてお受けして依頼者様にお伝えしますが、税務当局への対応を依頼される場合には別途料金になります。

別表 1(2) 相続税の確定申告書等作成業務について

区分		No.	料金計算
業務契約に含ま れるもの	基本料金	1	システムを使用する場合 130,000円 (※ システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。)
	業務遂行	2-1	基本細則の定めにより料金を計算します。
	料金	2-2	特例の適用、財産目録の作成、財産評価などの業務がある場合、基本細則の 定めによる料金を別途加算します。
	契約維持 手数料	3	10%に消費税率(標準税率)と同じ率を加算した率を基本料金と業務遂行料金の合計額に乗じて計算します。 なお、100円未満の端数は切捨てとし、最低金額は1千円とします。
業務契約に含ま れないもの	附随業務 手数料	4	申告書類を書面により受領する場合など、一定の要件に該当する場合、別途 請求させていただきます。

- 注1 業務遂行料金(2-1)について、次の計算式にて計算した金額を目安とすることができるものとします。 業務遂行料金 = 取得財産の総額等 × 0.5%
- 注2 取得財産の総額等は、相続税の申告書第1表①(第11表③)の金額とします。ただし、みなし財産、寄附等が多いことによって取得財産の総額等では料金計算ができないときは、遺産総額(みなし財産、寄附等など申告に反映されない財産を含みます。)を取得財産の総額等とみなします。
- 注4 取得財産の総額等の端数調整について、次のいずれかによるものとします。
 - ① 1億円未満の端数がある場合、端数が5千万円以上のときは1億円単位に切上げ、5千万円未満のときは5千万円とします。
 - ② 1千万円未満の端数があるときは、1千万円単位に切上げます。
- 注3 当事務所にて税務申告書等を作成した場合、税務代理権限証書も作成します。B型の基本契約を締結されていない依頼者様につきましては別途料金にて対応します。なお、税務申告書等の提出日の翌日から90日以内に税務当局から連絡があった際には当事務所にてお受けして依頼者様にお伝えしますが、税務当局への対応を依頼される場合には別途料金になります。